

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>一定台数以上の自動車を保有する事業所及び自動車運転代行業の事業主は、事業所における運転者の安全運転を確保するため、安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任し、公安委員会が行う講習を受講させなければならない（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第1項、第4項、第9項）と規定されているが、当該講習については、公安委員会が講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認めたものに委託することができる（法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条の3）ことから、当該講習業務を委託するもの。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>当該講習業務については、公安委員会が行う認定審査により講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認めたものに委託することができる（法第108条の2第3項及び規則第38条の3）と規定されている。</p> <p>令和7年度の公募を令和7年7月1日から12月26日まで行った結果、（一社）岐阜県自家用自動車協会のみ応募であった。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>（一社）岐阜県自家用自動車協会は、岐阜県公安委員会認定審査を受け認められた唯一の業者である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。